京都部落問題
研究資料センター通信

第52号　発行日 2018年7月25日（年４回発行）　編集・発行 京都部落問題研究資料センター

2018年度 差別の歴史を考える連続講座Ⅱ

第1回　10月5日（金）

近代の育児祈願
　―三宅八幡神社奉納絵馬からみえてくる子育て習俗
講師：村上 忠喜さん（京都産業大学文化学部教授）

第2回　10月12日（金）

強制立ち退きから居住の権利実現へ
　―在日朝鮮人集落ウトロ事例から―
講師：斎藤 正樹さん（ウトロを守る会副代表・日本居住福祉学会理事）

第3回　10月26日（金）

戦後の在日朝鮮人教育と教育行政（1945～55年）
　―京都府における展開を中心に―
講師：松下 佳弘さん（世界人権問題研究センター登録研究員）

第4回　11月2日（金）

みずからの文化を創り出す－梁民基とマダン劇運動（仮題）
講師：太田 修さん（同志社大学グローバルスタディーズ研究科教員）

＊　＊

時　間：午後６時30分～午後８時30分
場　所：京都府部落解放センター３階 第２会議室
参加費：無料

～参加ご希望の方は前日までに電話・FAX・電子メールでご連絡ください～

米騒動像の更新と部落問題

井本三夫
（元・茨城大学教授）

1　「上からの近代化」を補完する「大戦後デモクラシー」への市民戦線

①「米騒動」はなぜ起こったか

米騒動には近世・明治のそれもあるのでこの稿でそれらにも触れるが、有名で半ば固有名詞化している大正のそれを「米騒動」で表すことにする。

「米騒動」の原因は、大戦期の輸出景気のため一九一七年以来米価・物価高になっており、そこへシベリア出兵が始まったため、と謂われて来た。しかしそれだけでは説明になっていない。「シベリア出兵が始まった」その一八年八月の段階ではまだ数千の兵しか動いておらず、その何倍・何十倍もの兵力が動いた日清・日露の開戦時にはこのような米価騰貴・米騒動など全く起っていない。のみならず、シベリアでの軍用米は全て植民地朝鮮のを運び出したものだったので、兵士が本土で食べる筈だった分だけ余っている筈だったからである。だからこの時の米価奔騰は「それ、こんどは戦争！」という純粋に投機的なもの、つまり既に一七年春以来米価が騰貴していたからこそ生じた、二次的効果に他ならなかったのである。

そして第一次的な一七年以来の騰貴が、「輸出景気のため物価・米価高になっていた」ということ自身にも問題がある。輸出景気なら貿易黒字増大だからそれを使えば、拡大再生産で国内需要の分も賄える筈だし米などの輸入もでき、物価高になる筈がないからである。したがって「物価・米価高になっていた」というのなら、貿易黒字が拡大再生産や米輸入に使えなかった理由が指摘されねばならない。そして将にそれが存在したのが日本近代だったのである。「上からの近代化」と云われた日本は、産業革命が移植だったため製造機を英米などからの輸入に頼って来ていたので、大戦でそれが輸入できなくなると拡大再生産が頭打ちになった。また農業では生産額の半ばにも達する小作料を、しかも現物で取り上げる前近代的な地主制が続いていたから、その取り上げた小作米を出来るだけ高く売れるよう、地主層が政府に関税で米の輸入を抑えさせていたのである。これ等の要因はいずれも日本近代に残されていた旧構造であるから、明治維新が市民革命でなく産業革命の成果や諸制度を移植することで済まして来た結果に他ならない。そしてそのような応急処置で済まさざるを得なかったのは、不平等条約体制期（註1）といわれる（帝国主義前夜の）欧米列強による外圧下で、対抗的に工業化を急いだからに他ならない。

ところが半世紀後の第一次大戦期になると、今度は欧州が主戦場になって欧州列強が世界市場から手を引いたので、一九世紀後半以来の外圧の最大後退期が訪れた。合衆国・日本（とアジアの後発近代化国）に未曽有の貿易黒字を齎したのに、「上からの近代化」ゆえの前述の旧構造が拡大再生産を阻んだので、金余りにより投機横行で米価・物価を奔騰させたのである。それに対して一七年端境期から二〇年春まで一貫する、労働者階級の（職場）賃上げ騒擾と（居住区）消費者運動を軸に、全勤労者が生活要求の広範な全国統一戦線を拡げたのが「米騒動」なのである。つまり維新が外圧期の「上からの近代化」に過ぎなかったからこそ、それを「下から補完する」大戦後デモクラシーの市民戦線として「米騒動」が必然的に起らなければならなかったのであり、百周年の「米騒動」は百五十周年の「維新」と、そのように内的必然性を以って繋がっていたのである（註2）。

②部落問題は「上からの近代化」ゆえに遺された旧構造の典型

部落問題もまた、「上からの近代化」ゆえに遺された日本の旧構造の典型の一つに他ならない。維新政府は部落民を、明治四（一八七一）年一月の兵役調査の際に一般平民と同様に扱いながら、四月に戸籍編成法を頒布したときには「穢多戸籍」として、平民とは別扱いの賤民扱いしている。また八月二三日に華族・士族・平民の通

婚は許可したが、部落民だけはこの措置から外している。こうした後に政府は八月二八日、身分上の近代化の最後に最下身分の「穢多・非人」の解放令を出し、形式的には華族・士族・平民の構成に統合したが、歴然たる家筋差別がのこされ、実質的には旧身分から解放されなかった(註3)。

当時「穢多」は二八万余、非人は二万三千余、そのほか皮作りなどの賤民が八万余人、計三八万三千人余とされている。「穢多」なるが故に入会権や水利権を奪われていた部落民のなかには、平民同等の立場になった以上はと復権を図る者、村の祭礼や村政への参加を要求する者も現れたが、長年の身分差別の慣行の打破は容易でなかった。部落解放反対の大規模な一揆が不平士族の煽動も加わって、西日本各地で起った。発令直後の一〇月に播磨・但馬、一二月に土佐の土佐郡、五年一月に備中英賀郡・備前津高郡、六年五月に美作東北条郡、同六月に筑前嘉穂郡、同七月に丹波何鹿郡、備後御調郡・奴可郡、同八月に備後三上郡・恵蘇郡などで続発した。

政府は地方行政機関に指示して告諭を出して意義の徹底を図ったが、解放令発布直後の四年一一月に岩倉・大久保ら政府首脳は、大挙欧米視察に出発して十数カ月も留守にしており、タテマエに終始した実質的放置であった。五年に調製された壬申戸籍には、「穢多」とは書かれていなくとも「もと穢多」とか「新平民」と書いたり、職業や旦那寺の記載の仕方で一見してその出自が判った。しかも旧支配者層が一時賜金や金録公債を交付され、士族授産などでも国家補償されていたのと対照的に、部落民は平民編入で皮革業特権や減免措置を失ったのに何等の行政補償も施されなかった。その上に兵役・教育などの新たな義務が課せられたので益々貧困に成り、差別はいっこう減らなかったのである。

こうして部落民は都市においても農村においても、最も過酷な条件に置かれた勤労層であったから、「米騒動」で最も果敢に戦った層の一つが部落民であったことは当然であり、亦そうであればこそ政府・権力側は一般勤労者との分断を策し、差別的弾圧・差別的裁判を行ったのである。

2　米騒動を街頭騒擾だけに限る誤りが、明治期以来続いていた

①米騒動の街頭型イメージが「上からの近代化」で通用しなくなる

一般に食糧価格を下げることと賃金（労働力の価格）を上げることとは、食糧騰貴という一つの現象に対する同じ意味を持つ二つの方法である。したがって近世の米価高騰期でも、鉱山・塩田のような採集労働や仲仕・中馬など運輸・

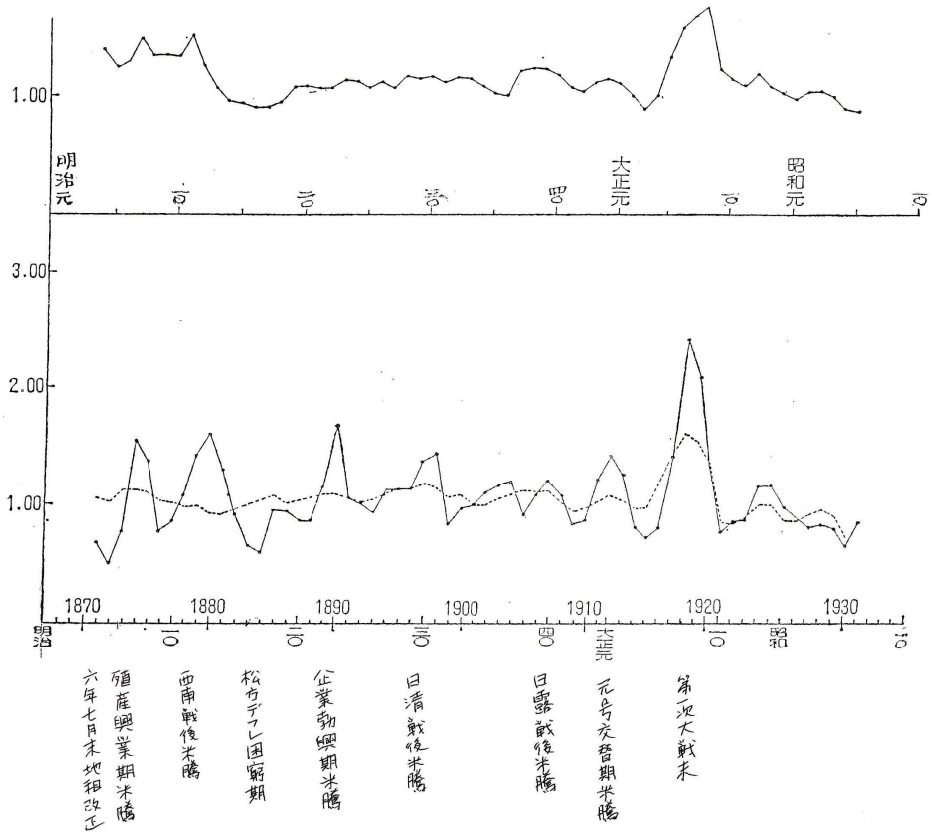

図１　米価（下図棒線）及び物価（下図破線），貨幣流通量（上図）
3ヶ年移動平均値に対する比で表す

交通関係、つまり野外の集団労働では古い現物給与の習慣と絡んで、賃上げ要求型の米騒動が存在した。また金沢の金箔職人や信州飯田の元結い職人のように同職者が一般町内に集住する場合は、その賃上げ集団が街頭の値下げ運動に合流・指導する例も見られる。殊に欧州などでは、日用必需品の毛織物の職人が中世末来一般都市の住民で、炭坑夫も日用燃料の供給者として不可欠な存在になっていたから、労働争議が食糧騒擾の一環であることが常識化していた。

日本では毛織物工業や炭坑が無かった上に幕藩体制が石高制で、藩財政と扶持米の換金率のため米価の「相場」を高く保つ役割を負わされていた、各藩特権商人とその倉を標的にする街頭騒擾が米騒動のイメージとなっていたところが、その思い込みが裏切られる事態が、維新という「上からの近代化」ゆえに生じていた。廃藩・地租改正が特権商人とその倉を一斉に消し、米価は全国流通で遠い中心都市の取引所で決まるようになったので、街頭型は殆ど全国一斉に消え、米の積出し状景が目につく移出地帯（北陸・東北南部ほか）と特別の歴史的地域にしか残らなく成っていた。そしてその一方で移植された産業革命・諸制度が生み出した労働者の賃上げ騒擾・居住区消費者運動が一対で成長していたのである。

②日清戦後から日本近代米騒動は（職場）賃上げ型・（居住区）消費者運動型が主導

図1は廃藩の一八七一（明治四）年から一九三〇年までの、米価・一般物価・通貨流通量の変動を示している。副文に「3ヶ年移動平均値に対する比で表す」とあるのは、

表1　日本近代騒擾件数

官庁統計は『日本労働運動史料』第10巻490頁による。
青木年表とあるのは『日本労働運動史年表』841頁に掲載のもの。
小作争議件数は官庁統計。

年次		街頭米騒動				集会型騒擾	労働争議						小作争議件数
		移出地		歴史的地域	計		暴動				全件数		
西暦	和暦	北陸（新潟県から福井県）	他の地方				鉱山・炭鉱	工場その他	造船所・港湾	小計	青木年表	官庁統計	
1874	明治7												2
75	8	3			3								3
76	9										1		2
77	10	2			2						1		5
78	11	2			2		2			2	4		2
79	12	4	1	3	8						3		2
1880	13	2		1	3		2			2	2		12
81	14		1		1				1	1	2		12
82	15		1		1						7		7
83	16						2			2	3		9
84	17	1	1		2		1			1	2		67
85	18	8	1	1	10						4		8
86	19	1	1		2						8		3
87	20										2		3
88	21	1			1			1		1	12		5
89	22	5		1	6		2			2	23		25
1890	23	31	17	8	56						7		18
91	24			1	1		2	1		3	12		8
92	25		1		2		1			1	17		13
93	26		2		2						15		34
94	27	1		1	2						8		5
95	28	1			1						11		6
96	29										27		17
97	30	26	5	2	33		1			1	116		56
98	31	4	4	2	10						58		13
99	32		1		1						37		22
1900	33										39		14
01	34						1			1	35		7
02	35										31		34
03	36	1	1		2		2			2	47		8
04	37										10		2
05	38		1		1	3	1			1	32		28
06	39		4		4	1	1	1	1	3	36		15
07	40	2		1	3		7	3	1	11	238		27
08	41					1	2	2		4	104		34
09	42					1	1	2	1	4	45		19
1910	43					1	2	1	1	4	54		15
11	44	3			3						54		14
12	45	12			12						77		11
13	大正2					5		1		1	28		7
14	3					3					37		2
15	4										17		5
16	5										29		10
17	6						1		1	2	168		85
18	7	13	9	9	31	100	21		6	27	247		256
19	8						3	2		5	800	2388	326
20	9										217	1069	408
21	10										223	896	1680
22	11										531	584	1578
23	12										452	687	1917
24	13										1033	933	1522
25	14										891	816	1701

各年とその前後の年の三年間の平均値を作り、それで各年の値を割った比をグラフにしているという意味で、こうすることで貨幣価値下落などによる額面上の増減が分母・分子でほぼ相殺され、実質変動に近い値が見られるのである。図１の下に書き込んである騰貴年の位置と表１の争議件数を比べて見ると、最初の殖産興業期の争議件数は不明であるが、他のすべての米騰期には争議件数が急増しているのを見て取れる。そして（移出地街頭型の件数／争議件数）の比が、西南戦後（11／5）→企業勃興期（4／3）→日清戦後（1／5）→明治三六年（1／24）→日露戦後（1／171）→元号交替期（1／11）→第一次大戦末（1／73）と急減しているのが判る（殊に日露戦後は高税下の慢性不景気だったため争議件数が非常に大きい）。

「日清戦後産業革命」以来、日本近代米騒動は、賃上げ（職場）型の主導性が確立していることは明らかである。

一方勤労者の居住区での消費者運動も成長していた。早くも西南戦後米価騰期の一八七九（明治一二）年に、イギリスのロッチデール方式に倣った購買組合・消費組合が東京・大阪に出来たが、旧士族インテリによる階層的に限られたものだったから数年で消え、日清戦後米騒動期に再生する。労働組合形成期でもあって労組内部に造られていたものは、一九〇〇年に治安警察法による弾圧で消えたが、学生消費組合や海軍工廠などの官府付属のものは、同年に産業組合法が出来たこともあって続き、日露戦後には独自の発達段階に達し、全国購買組合連合会に消費組合連盟が組織されるに至っていた。

③賃上げ型・消費者運動型は移出地街頭型より一〇ヶ月前後も早く始まっていた

しかも賃上げ型は各米価ピークや街頭米騒動のピークより（しばしば十カ月前後も）早く始まっている。一般に労働者は平素から集団で働いているので、米価が騰がればそれに見合った賃金の要求で直ちに集団で（組合らしいものがなくても）押しかけることが出来るから、米価が騰貴する端境期・二百十日頃の天候不順から賃上げが始まるが、間もなく新米が獲れて値が一度下がり、余裕のある米産地でも移出反対の街頭型が起るのは米価がピークに達する翌年春以後になるからである。

④明治期米騒動でも、賃上げ型・消費者運動型を見落とす誤りをしていた

したがって（職場）賃上げ騒擾・（居住区）消費者運動は、近代「米騒動」の主要構成要素になっていたが、「上からの近代化」による産業革命・諸制度の移植で急に始まったもので馴染みが無かったから、明治期を一貫して見落とされ、単に労働問題・社会現象として見過ごされていたのである。そして米産地ゆえの余裕で一〇ヶ月もおそく始まる移出地街頭型が、近世類似のせいで米騒動の主体と誤認されて来た。それで明治の米騒動はいつも北陸や東北南部など移出地帯が中心のように、例えば井上清の通史などに、誤って書かれて来たのである。

この明治期米騒動から一貫する誤りを是正するには、労働現場での賃上げ騒擾と居住区での消費者運動の双方について資料を、全国各道府県で収集しなければならない。被差別部落民は最も過酷な条件に置かれて来た勤労層であるから、明治期米騒動でも多くの抵抗の跡を残していることが想像される。明治期米騒動については、前掲の拙著（註2）第三部第一章に概説しておいたので、部落史専門の方々が事実と照合し具体化して下さるようお願いしたい。

３　大戦末「米騒動」像の更新で、部落のそれにも課題が追加される

①第一次大戦末「米騒動」で見落とされていたこと

米騒動研究は上記のように明治期以来、賃上げ型・消費者運動型を見落とす誤りをしてきた。第一次大戦末でもそれを補うと、「米騒動」は謂われていたように一九一八年夏に始まったのではなく、図２ａのように一七年春から急騰する実質米価騰貴率（米価騰貴率を賃金上昇率で割ったもの）に対して、図２ｂのように同時期から賃上げ騒擾（争議・暴動）・居住区消費者運動が二〇年春まで一貫しており、それがシベリア出兵開始の一八年夏秋の米価の二階建て奔騰期にだけ街頭騒擾化していた

のだと判った。従来はその二階部分しか見ておらず、又そのため、余裕ある米産地ゆえに遅れ馳せに一八年夏に始まった富山湾沿岸の移出反対運動からの、飛び火のように誤認していたのである。

この誤認の元は、「米騒動」研究の基礎史料とされて来た大原社会問題研究所の「米騒動」資料（二六～三一年蒐集、以下では大原社研資料と略）が一八年八月から二、三カ月だけの、殆ど街頭騒擾の資料だけを収集したものだったためで、又それを戦後に本にまとめた京大人文科学研究所の井上清・渡部徹編『米騒動の研究』も、資料的には殆ど何も加えなかったためである。したがって今後の「米騒動」研究は、一七年六月～二〇年春の全期間の、賃上げ型・消費者運動型の資料を、全道府県について蒐集することを行わなければならない。

②賃上げ型「米騒動」の現場における部落民衆の状況

その賃上げ型「米騒動」では、戦時の輸送・エネルギー需要のため造船所・炭鉱で殊に頻発していたことが指摘されている。部落民が多かったのも北九州などの炭鉱だったから、改めて部落民炭鉱夫の状況を、徹底調査する必要性が増したと思われる。福岡県の地元の被差別部落民については別に論稿が見られる（註4）が、地元出身に限らない「炭鉱者（もん）」の部落民を見る必要がある。

彼らは二重の差別の下にあったと謂われる。坑夫一般が他府県からの喰いつめ者、流れ者の集団と見られていた上に、「エタ坑夫」は更にそれに従属するものとされていた。永末十四雄（註5）は、部落民は永いあいだ炭鉱労働の基幹から外され、坑外運搬・選鉱・雑業が主で、機械化が進むにつれそれの後れた中小炭坑に移るほか無かったと指摘している。「炭坑という所は閉鎖的な社会です。その閉鎖的な社会の中に、さらに閉鎖的な集団を作る。それが炭坑の常でした。つまり、部落の人たちだけの納屋を作る。俗に『エタ納屋』と呼ばれたものがそれです。さらに風呂までも区別して『エタ風呂』と呼ばせました。……堂々たる大炭坑がそういう制度を作っていたのです」。

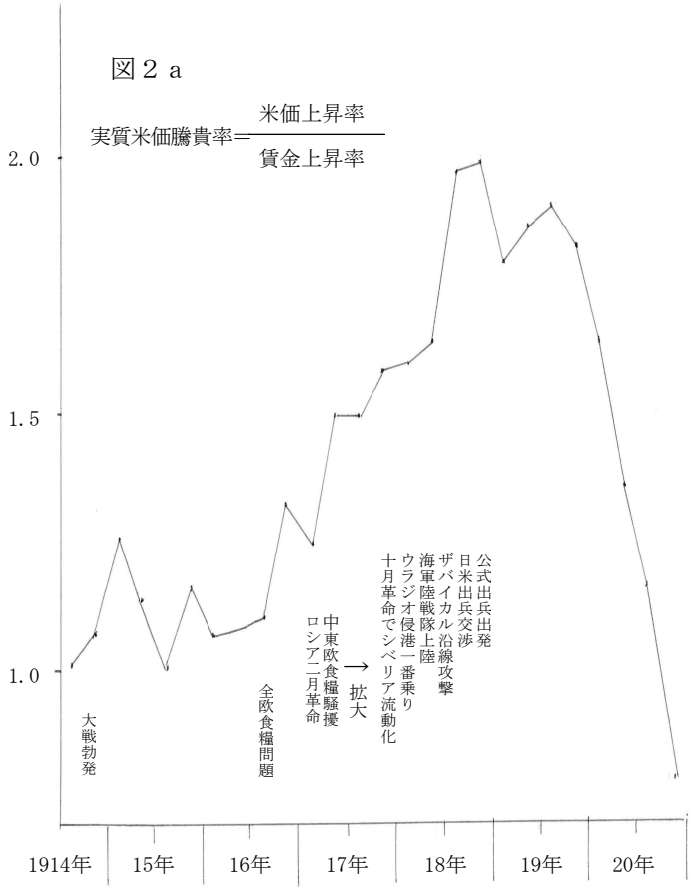

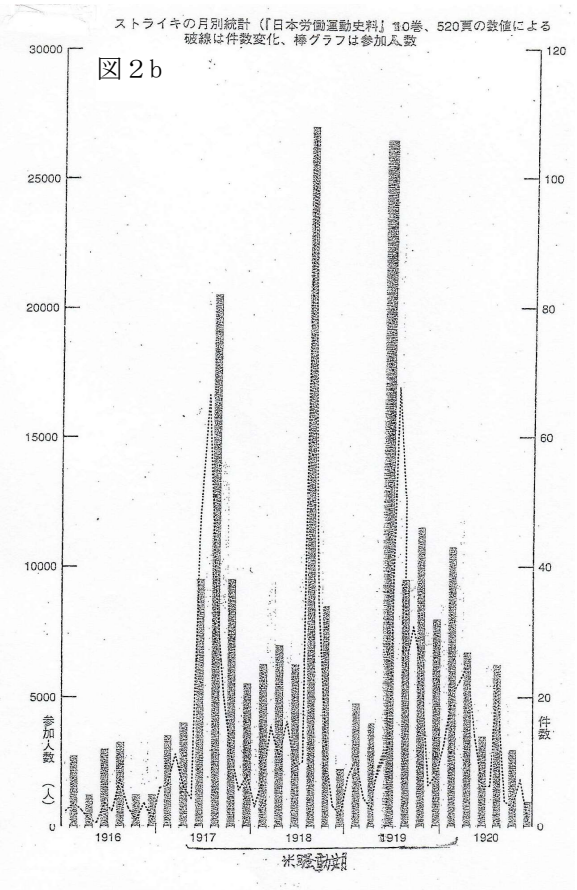

山本作兵衛も「特種風呂」と呼ばれた「エタ風呂」について書いている。「坑夫のは二坪位で、特殊風呂は半坪であったが、何れも男女混浴であるばかりか、その風呂水が坑内水であるから汚い事、味噌汁のネマッタ様な水であった……特種風呂は大正の下期頃水平社運動によって廃止され、住宅も区別されぬようになった」（世界記憶遺産「山本作兵衛コレクション」中の麻生上三緒炭鉱についてのノート）。

③大戦末「米騒動」第Ⅰ期の部落民の状況

大戦末「米騒動」の全期間を三期に分けて特徴を見よう。

第Ⅰ期：実質米価率（図２ａ）が急騰しだす一七年春から一八年七月までの一年余。その末期、日米共同シベリア出兵の交渉が始まる一八年夏に米価が二階建て的に奔騰。

第Ⅱ期：一八年八月初め～同年末の実質米価が二階建て最高値にあったシベリア戦開始期。消費者運動・賃上げ騒擾も街頭化する市民戦期。寺内内閣が崩壊して最初の政党内閣（原敬首相）が成立する一方、右翼暴力・無法裁判が行われ、大戦が終る。

第Ⅲ期：一九年初め～二〇年春（戦後恐慌で物価崩落）。普選運動・労農運動・部落解放運動など全民主主義運動が活気づき朝鮮に三・一独立運動が拡がる。一九年米価が図１に見るようにまだ高く、街頭騒擾の再発を恐れた原敬内閣が大陸沿岸一帯で米を買い漁ったため、中国に五・四運動と連動する抗日阻米、東南アジアにも米価騰貴・餓死を生ずる国際化の時期。

以上の三期のうち従来「米騒動」と呼ばれていたのは第Ⅱ期だけなので、部落の米騒動も第Ⅱ期からは詳しく調べられているが、第Ⅰ期についてはそうでないので、補足する必要がある。前記のように未曽有の輸出景気で人心が緩み、連合国の一員としてドイツ軍国主義と戦っているという名分もあって、自由主義的な気分が広がって来ていた。そのような状況下で一五年に、和歌山県の部落では結婚差別に対して、香川県でも部落出身教師への差別に対して抗議行動が起った。和歌山県では一九〇九年九月から、県庁・地元警察の指導で「部落改善」を始めてはいた。岡山県でも一六年に、吉田村で差別迫害に対して税不払、賀茂村では軍隊の民宿差別に対して役場に抗議し、兵庫県でそれらへの支援が拡がっている。九州でも『博多毎日新聞』の差別記事に福岡市の部落民が襲撃事件を起こす等、人権意識の高まりが拡がっている。

一七年になると、東京では三月には貧民台帳が出来て警察がそれを管理し、全国向けにも六月に救済事業調査会が出来て、内務省が七月三日に部落調査を行っている。京都市東三条部落では一七年に松原警察署の指導で改善同盟一心会を結成し、その下に青年会・婦人会・軍人会などを組織して風俗や生活環境の改善に乗り出していた（註6）。これ等は一部の県の例に過ぎないので、他の多くの県について調べて見る必要があると思われる。

（註）

1　宮地正人『幕末維新変革史 上』岩波書店、二〇一二年

2　近刊の拙著『米騒動という大正デモクラシーの市民戦期―始まりは富山県でなかった』現代思潮新社刊

3　岡本弥『特殊部落の解放』世界文庫、一九七四年（近代文芸資料復刻叢書第七集）。

4　例えば松崎武俊「福岡の場合」『歴史公論』特集「近代の被差別部落」、一九七八年十一月

5　『部落解放史ふくおか』第一五号、一九七九年三月

6　馬原鉄男「米騒動と同情融和政策」『部落』二六巻一号、一九七四年一月

因みに「米騒動・大戦後デモクラシー」百周年研究会は、二〇一七年十月七・八日に九州歴史科学研究会と共催で北九州大学で、十一月十八・十九日に専修大学生田校舎で、今年七月二十一日には静岡近代史研究会との共催で静岡市で研究会を重ね、十月七日には大阪歴史博物館との共催で同館で講演会を行う。また東北の研究者とも同様の会を共催することを相談中である。また、以上の研究会の成果が『米騒動と大戦後デモクラシー』同百周年研究会・井本三夫編（集広舎刊）で今年秋ころから複数巻、逐次刊行される予定である。

※

講演会「米騒動像の転換―大戦後デモクラシーへの市民戦期」

日　時：十月七日（日）午後二時から午後四時

講　師：井本三夫（米騒動史研究会）

会　場：大阪歴史博物館四階講堂

参加費：三〇〇円

定　員：二五〇名（当日先着順）

近世京都の下掃除について（史料紹介）

山崎達雄
（京都府立大学文学部共同研究員・廃棄物資源循環学会）

はじめに

「下掃除」は、「便所の糞尿を汲みとること。便所掃除」のことで、新しい『広辞苑』にも「見出し語」として残されています。しかし、日本の近代化の象徴ともいえる水洗便所の普及により、屎尿は下水道等で処理され、「下掃除」は、現代では死語に近い言葉となりました。

屎尿が大切な肥やしであった近世では、京都の屎小便は、その周辺の乙訓・宇治・綴喜はもちろん、高瀬船や上鳥羽車方等によって、摂津・河内へ運ばれ、また、下掃除の権利は売買の対象ともなり、時には、大きな争いともなったのです。

近代の史料ではありますが、「京都衛生年契」（『京都医事衛生誌』大正十一年三月　第三三六号）には、「享保八年九月糞尿ヲ山城国外ニ搬出スルコトヲ禁セリ　当時宇治ニ糞問屋四十五軒アリ、市内四条糞屋町ト相諮国外ニ販出シテ巨利ヲ貪ル、山城近在ヲシテ肥料ノ不足ヲ来サシメタルヲ以テ、此ノ禁ヲ見ルニ至レリ」とあります。享保七～九年（一七二二～四）に、屎小便を巡って、糞問屋もからんで、山城と摂津・河内の争いがあったことを伝えています。また、天明八年（一七八八）一月の大火によって、屎小便の排出量が著しく減り、享保期と同様に、五月から十二月まで続く長い争いが生まれています。

このように農に欠かせない屎小便を継続して多量に排出する二條城や伏見奉行所の下掃除は、百姓にとって大変魅力的な存在であり、尼崎城も含めて、『乙訓文化遺産』第二二号に史料として紹介したところです。

今回、東本願寺、大丸京都や鷹司御殿、更には町家、また、悲田院が、天保十年（一八三九）に独占的な権利を得た町中の小便桶の下掃除について、史料を紹介し、近世京都における屎小便へのまなざしを考えてみたい。

東本願寺の下掃除

最初に紹介するのは、東六条御殿、東本願寺の下掃除の嘉永六年（一八五三）の史料です（史料一～三）。

東本願寺は御影堂・阿弥陀堂の北側に建物群が建ち並び、東六条御殿と呼ばれていましたが、山城の槇島村の庄屋で、宇治の茶師の一人であった辻宗二は、東九条村勘兵衛を経由して、東六条御殿の屎小便のうち屎を得ていたのです。

史料によれば、東九条村勘兵衛は、一時の恵贈金として八両一分と、半季毎に一両二朱を納めることで、東六条御殿の部屋頭兼帯・棒頭常吉から、屎小便の汲取を認められていましたが、辻宗二は、深草の長谷川の斡旋により、屎だけの権利を勘兵衛から譲り受けています。辻は、その代価として、勘兵衛が渡していた恵贈金の半分にあたる四両二朱と、月十荷のつもりで半季毎に銀二分と銭四百文を納め、予定通りの排出がなかった場合には、仲介にはいった長谷川に申し出ることになっています。

宇治茶のうまみには窒素分が大きく関与し、多量に含む屎小便の施肥が欠かせなかったのです。

なお、近世東本願寺の末寺の子弟教育機関である高倉学寮においても、糞は土手町正面の山形屋庄右衛門と西岡下植野村伊兵衛、小便は間之町花屋徳兵衛にわけて下掃除が行われている（「上首寮日記」天保三年三月二十三日）。

大丸京都の下掃除

次に紹介するのは、豪勢なことは本願寺と並び称された大丸京都総本店の下掃除です。右京の山ノ内村で、相国寺領の庄屋をつとめていた西村（太）家に残された、天保十二年（一八四一）二月の史料です（史料四）。史料の冒頭に、「東洞院押小路下ル町下村庄太郎殿本店」とあるのは、大丸総本店のことです。大丸は、享保二年（一七一七）に、伏見で呉服店を開き、その後、大坂・江戸・名古屋等にも商いを広げましたが、隆盛の拠点となったのは、元文元年（一七三六）に東洞院押小路下ル船屋町に土地を確保して、設けた大丸総本店です。総本店は、北は押小路通、南は御池通、東は東洞院通、西の裏側は車屋町通に囲まれた約二千坪の大店です。一般の客も訪れましたが、各店の管理と仕入れが主な業務で、多数の人達が働き、屎小便の排泄もかなりの量にのぼったと思われます。天保末頃の敷地図面によれば、店の奥まった通路の真ん中に便所が一団で設けられていますが、総本店で働く人々が使用する「下の便所」で、この小便が取引

の対象となったのです。

史料によれば、山之内村太左衛門が、大石中里村六右衛門を通じて、「本店之内西側之分之小便」を、一年間に銀四三〇匁で汲み取る権利を得て、その代金は、七月十日と十二月二十日の二回に分けて支払うと約束しています。総本店の向側にあった東店や向両替店の屎小便は、今回の対象から除し、「右店表之手支ニ不相成候様、日々相集」と、商売の邪魔にならないように汲み取ることを誓約しています

また、上鳥羽村の庄屋をつとめた石原勇次家にも、弥兵衛が源蔵から五両で譲り渡しを受けた安政二年（一八五五）の「京都大丸小便得意譲り状」が残されています。京都には、本店以外に十二店の大丸があり、これだけでは対象となった店は特定できません。

鷹司御殿の下掃除

人間である以上、屎小便は排泄しますので、公家の御殿も一つの貴重な排出源です。京都御苑の堺町御門の東側にあった鷹司御殿の下掃除の史料が、岩倉の橋本建次家に残されています（史料五）。

史料によれば、岩倉村の三右衛門は、明治元年（一八六八）に、「私シ先代之者ゟ当御殿様下掃除御用」を仰せ付けられたと、下掃除御用を勤めた由緒を持ち出し、二十年以前に、御殿様御領分の百姓衆へ、その御用が言いつけられたので諦めたとあります。しかし、「此頃承り候得者、御領分之御百姓ニ而者無御座、外御出入之者ゟ御用相勤居」と聞き、先代の者に対して申し訳ないとして、再度下掃除を歎願したのです。歎願の結果はわかりませんが、その後、鷹司家は「遷都」に伴い、東京へ移り住んでいます。

町屋の下掃除～屎小便の代価は、餅米、なすびや柴、更には銀

次に町屋の下掃除ですが、鷹司御殿で紹介した岩倉村の三右衛門は、鷹司家以外に、有栖川宮や常磐井殿の台所柴薪御用も勤め、金銭出入りなどを記した万日記控覚帳が、橋本建次家に残っています。この覚帳の最初に、御殿役人等や、屎小便を得ていた肥やし得意先への年頭祝儀の品として、刻昆布や干大根が記されています（史料六）。特に、肥やしの得意先には、男性には田葉粉（たばこ）、女性にはお歯黒の材料となる「ふしの粉」も贈られ、屎小便の代価は、屎は餅米又は銀、小便は、夏になすび、冬に薪が渡されています。興味深いのは、肥やし得意先が持つ借家の下掃除には、餅米ではなく、銀が対価として支払われ、借家の屎小便は、家主に権利が認められていたのです。

なお、岩倉は京都から遠い上、その間に五山の送り火で有名な妙法山があるため、京都の屎小便を得るのは難しいと考えられていました。しかし、覚帳をみる限りでは、日常的に京都へ肥やしを取りに行ったことがわかり、その運搬は、村の半数近くで飼われていた馬が使われていたのです。

屎小便の代価として渡される餅米ですが、物価高等によって減免される場合もあり（千吉西村家文書「一札之事」萬延元年（一八六〇）十二月）、また、屎小便を金子の返済や担保、更に返済の利息に充てる場合も見受けられます（史料七・八・九）。更に、各家が戸別に屎小便を取引するのではなく、町が一括して屎小便を売り渡す場合もありました（史料十・十一）。

悲田院による小便桶の設置

近世京都の屎尿で注目したいのは、滝沢馬琴が、「京の家々厠の前に小便桶ありて」（『羇旅漫録』）と書いたように、現代の公衆トイレともいえる小便桶があったことです。

小便桶ですが、大坂では、享保十六年（一七三一）頃に、役人村である渡辺村が助成として、「大坂三郷町中往来・軒下・辻々・門脇」等に、その設置を申し出て、認められています。京都でも、それにならったのか、非人をまとめる悲田院が、天保十年（一八三九）十月に、「近年米価高直ニ付、猶更悪党共多、悲田院会所諸入用」が年々増えて、仕事が続け難くなり、「御用筋差支相成候而者恐入候付、右取続方助成」として、小便桶を「町々江相対之上、目障ニ不相成様、木戸門脇又者番小屋横手等」へ設置したい旨、願い出て、京都町奉行所は小便桶を置くことを認めています（史料十二）。

小便桶の設置は、富小路姉小路下るの福長町では、町代山中与八郎の支配下にあった塚本長九郎から、事前に打診されています。福長町は、小便桶の設置は差支えないが、天保七年十月に、「御通筋并見込町ごもく等取放し不申候様可致、其外小便桶、不浄之品非人、乞食ニ至迄、御見障不相成候様、御通之節相心得可申」旨の触が口頭であったので、ごもく場を北の門脇に新調した。今回の小便桶は、「南之門際者御見江障之義相成可申、且又臭悪有之候ハヽ恐入申候間、北之門際壱ヶ所」と断り、十一月に悲田院年寄が小便桶を持参して、北の門脇に設置しています（史料十三）。

また、河原町四条東入るの真町でも、四条小橋の際に二ヶ所、河原町四条下るに二ヶ所、河原町四条上る二ヶ所に設けられ（史料十四）、三条衣棚町では、「悲田院参候ニ付、南町談候得共、何分南町之場所無之、北町ニ差置呉候様被申、則辻西側へ弐ツ差置候」とあります。更に、越後突抜文書「文政・天保町儀録」や田中吉太郎家文書「大黒町年寄近江屋吉兵衛在役中諸事控帳」でも、悲田院の小便桶の記事を見ることができます。

大坂では、渡辺村の小便桶の設置について争いも生まれていますが、これらの史料を見る限りでは、京都では大きな争いは見られません。その要因としては、町に非人の番人が既に置かれていたことも関係していると思われますが、小便桶に溜まった小便の処分も含めて、更に史料を集めていく必要があります。

また、悲田院による小便桶の設置ですが、大正期に成立した『新撰鯖江誌』には、当時の京都所司代であった間部下総守詮勝の逸事として、「京都ノ風、途上放尿甚シ、臭穢ヲ極ム。鯖江侯候詮勝、天保年間京都所司代ノ時、辻便所ヲ設ク。濫觴也」と紹介され、都市政策として小便桶が必要であったとしています。

他都市ですが、大津では天保五年五月に設置され（尾花川親友会共有文書）、尼崎は天保六年（岡本俊二家文書「岡本陳僖日記第二十二番」）、紀伊田辺で安政五年（一八五八）に計画されています（『紀州田辺御用留帳』第九巻）。また、『金沢城下図屏風』（金沢県立歴史博物館所蔵）にも、小便桶が描かれています。これらの諸都市の小便桶と、被差別の人々との関係は確認できませんが、更に調査が必要です。

「賤称廃止令」以降の小便桶

悲田院の小便桶の設置は、明治四年（一八七一）の「賤称廃止令」の公布に伴い差し止められ、京都周辺の村々が分担して汲み取ることになり、その権利が奪われたのです（史料十五）。また、翌年二月には、京都府は、一つの町に何ヶ所もあった尿桶を一ヶ所とし、町の塵捨場（塵溜）の脇か、空き地に設けるよう命じています。更に、明治五年十一月には、「当春仮りニ囲取建置候処、汲取之者掃除悪敷、不潔ニシテ市街観美之欠而已ナラス、臭気人身之滋養ヲ害」するところから、差支えない場所に、大便と小便ができる両便所を建てるように指示しています（史料十六）。

辻小便所の改革に取り組まれた要因ですが、幕末から明治にかけて、京都で流布していた噂話等を書き留めた「末世のはなし」（志水町文書　京都市歴史資料館所蔵）に、「明治五壬申（中略）今年四月より五月晦日迄博覧会ニ付、西本願寺、建仁寺、知恩院三ヶ処於、右博覧会ニ付、外国人入京ニ付市中除掃ス、辻小便たんこニやね出来」とあり、入洛する外国人の目を気にしたと思われます。これらの布令もあってか、先の真町では、明治五年三月に「九条村小便取主」による建設計画、翌六年一月には大小便所のあらましの絵図の提出等、本格的な便所の建設が始まっています。

なお、辻便所の屎小便は、新しく出来た小学校の便所とあわせて、一括して売り払い、町の財源とするところも生まれています（史料十七）。

おわりに～屎小便へのまなざし

近世においては、屎小便は、茶等の有効な肥やしであり、金銭以外に、屎は餅米、尿は野菜等と交換されています。借家の屎小便は、家主に処分する権限があり、下掃除の権利は売買され、また、借金の担保や利子として使われています。更に、町屋と農家が個別に取引するだけでなく、町全体として一括して譲渡される場合もありました。

特に、屎小便が多量に排出される取引の場合には、排出源と百姓を繋ぐ者が介在し、屎小便を受け入れる農村側にも、史料で紹介した宇治の辻宗二のように、それを差配する、糞問屋的な役割を担う者も生まれていたと考えられます。

現代では、私達の生活環境を安全で、快適なものとするため、ごみや屎尿を適正に処理する必要がありますが、それらの施設は、しばしば嫌悪される場合があります。近世社会においても、屎小便を不浄と見なす史料もありますが（史料十八・十九）、これまで紹介した通り、屎小便は商品として流通し、排出側においても、受け入れする百姓側においても大切に取り扱われ、忌避されることはありませんでした。屎小便に対する社会のまなざしに変化が生まれるのは、コレラ等の伝染病の原因と見なされ、また、価値を生む有価物から、処理する必要が生ずる廃棄物に転落する近代以降のことと考えますが、この辺りも近代の史料を一つ一つ読み解くことによって、今後研究する必要があると考えております。

また、近世の屎小便に関しては、今回紹介した下掃除だけでなく、屎小便を巡る争論、屎問屋、高瀬船や車力等による運搬、更には、施肥等の農業利用等、多種・多様な史料を見つけることができます。これらの史料の

整理・解析を通じて、廃棄物の視点から、身分性の問題も含めて、近世京都の政治・社会・経済、更には庶民の生活をみつめることができればと考えています。

最後に、史料の閲覧や解読等について、京都市歴史資料館、宇治市歴史資料館、京都府立京都学・歴彩館、真宗大谷派教学研究所の皆さま方に大変お世話になりました。記してお礼とします。

（参考文献）
「下掃除（史料紹介）」（山崎達雄『乙訓文化遺産』第22号）、「近世・近代の京都の清掃の仕事」（山崎達雄『二〇一六年度差別の歴史を考える連続講座　講演録』（京都部落問題研究資料センター）、『上首寮日記』（大谷大学真宗総合研究所）、『大丸二百五十年史』（株式会社大丸）、『京都の歴史』（京都市）、『史料京都の歴史』（京都市）、『宇治市史』（宇治市）、『日本庶民生活史料集成』第九巻「部落　摂津役人村文書」

史　料

読みやすいように、変体仮名は新仮名づかいとし、読点（、）を付けた。漢字は常用漢字に改め、ゟ（より）、而（に・て）、者（は）、幷（ならびに）はそのままとした。

史料の形式を尊重して、一つ書きとしているが、紙面の制約もあって、改行・未改行の箇所もある。

［東本願寺の下掃除］

史料一　東六条出屎之一札并東九条村勘兵衛より一札共

□嘉永六年（一八五三）六月

（袋表）
嘉永六年丑七月
東六条出屎之一札并東九条村勘兵衛ゟ之一札共
弐通入

（袋裏）
初メより深草長谷川之引合ニ御座候、尤月凡拾荷ツヽ屎出申候、若又少ク候ハヽ、長谷川へ申出候ハヽ、同人ゟ勘兵衛へ引合被呉候事
当七月汲初申候

（辻雅之家文書）

史料二　一札之事（東六条御殿の屎十荷、槇島村茶師に売り渡しにつき）

□嘉永六年（一八五三）六月

一札之事

一別紙証札写之通り、　東六条御殿部屋役前之者ゟ拙者方へ一札受取之、年中御部屋中ノ屎小便汲取可申候積り之処、猶又今般貴殿と相対之上、年中屎丈ハ其元殿へ御汲取被成　約定毛頭相違無之候、右ニ付凡月屎十荷遣之割合を以、屎代金として半季弐部銭四百文　被御差出之積り、是又相違無之候、尤初口恵贈金半割四両弐朱、是又御差出慥ニ受取申候、然ル上ハ別紙証札之通り、永世約定通り之代金ニ而屎御汲取被成候、万一彼是之義有之候も、部屋役前ハ不及申、我等も罷出、急度埒明貴殿へ少し茂御損毛相懸申間敷候、為後日証札依而如件

東九条村御領町
百姓　勘兵衛　（印）
証人
柴屋　定次郎　（印）

嘉永六丑年六月

辻宗二殿

（辻雅之家文書）

史料三　一札之事（東六条御殿部屋屎小便汲取につき）

一札之事

一　金　八両壱分也

右者此度当部屋無拠入用之次第在之、格別之訳柄を以、其許殿ゟ御恵贈被成下、忝慥致受取候処実正也、後々年ニ至迄、当部屋役前之者江御恩志之次第、急度申伝置可申候、然ル処当部屋屎小便半季ニ付、代金壱両弐朱之積を以、永世其許殿方江御汲取可成下候、右ニ付後々ニ至他所ゟ者不及申、当部屋ゟ彼是申者毛頭無御座候、若万一故障之筋出来いたし候ハヽ、此一札を以証と被成候、為後日証札依而如件

東六條御殿部屋頭
（付箋）部屋頭兼帯
権頭　常吉

嘉永六丑年六月

東九条村御領町
百姓勘兵衛

証人　豊吉

（辻雅之家文書）

［大丸京都の下掃除］

史料四　一札之事（下村正太郎殿本店西側の小便汲取につき）

□天保十二年（一八四一）二月

一札

一東洞院押小路下ル町下村庄太郎殿本店之内西側之分、小便壱ヶ年代銀四百三拾匁ニ相定、拙者方へ預り申候処実正也、右代銀七月十日・十二月廿日両度ニ無相違差入可申候、万一壱ヶ度ニ而も及遅滞ニ候ハヽ、加判人ゟ急度弁銀可仕候、然ル上者右店表之手支ニ不相成候様、日々相集メ可申候、尤西店小便ニ相限候ニ付、同店之内向店屎小便等少も取集メ不申候、且又其元殿御入用之義致出来候ハヽ、何時ニ而も差戻シ可申候、其節差支等申間敷候、為後日差入一札依而如件

天保十二丑年二月

山之内村
預り主
太左衛門

大石中里村
六右衛門殿

（西村（太）家文書）

［鷹司御殿の下掃除］

史料五　乍恐奉歎願口上書（鷹司御殿の下掃除につき）

□明治元年（一八六八）十月

乍恐奉歎願口上書

私シ先代之者ゟ

一

当御殿様下掃除御用、不相替被為　仰付冥加至極、以御陰百姓相続仕来難有仕合奉存候処、去ル弐拾ヶ年以前ニ　御殿様御領分之御百姓衆江、下掃除御用御下ヶ被為遣候趣被　仰聞候故、不得止事差控罷居候故、差当り私シ難渋仕居候得共、何分御領分之御百姓江御下ヶニ相成候事故、強而御歎願も不得仕罷在候処、此頃承り候得者、御領分之御百姓ニ而者無御座、外御出入之者ゟ御用相勤居候趣承知仕候、左候而者私シ先代之者江対し申訳無御座、又々今ニ極難渋仕居候、旁以歎ヶ敷次第、乍恐御賢察被成下候而、何卒前々之通御用被為　仰付候ハヽ、尊大之御慈悲深有難仕合奉存候、且又御薪御用之義も是迄之通被為　仰付候様、御取計被成下候ハヽ難有仕合ニ可奉存候以上

岩倉村
願主

明治元年
辰十月

三右衛門（印）

鷹司御殿
御役人中様

（橋本健次家文書）

［町家の下掃除］

史料六　こゑ得意に年頭祝儀として、男には田葉粉、女にはふしのこを贈るとともに、屎小便を餅米・なすび・柴と交換する。

□文政五年（一八二二）

年頭祝儀

田中御殿　鈴木　兼田
関口　片山

右刻昆布

中番ニ田葉粉壱玉　行事半玉

小西九・朝山・高橋・河村

白嘉　万重　右干大根

又白嘉　男田葉粉　女ふしのこ

白嘉こゑ代

餅半米八斗五升

西町借家

年分銀三拾匁

小西九兵衛こゑ代

年分銀三拾匁
小べん替物
夏ハなすび壱荷半を弐荷ニ致
冬ハ柴五拾束ゟ六拾束迄
万兵衛こゑ代
壱人分壱匁八分宛
（橋本建次家文書「文政五年午正月吉日　万日記控覚帳　橋本氏三之丞」）

史料七　一札之事（借用した金子の返済に小便を充てる）
□安政五年（一八五八）九月

一札之事
一金弐両也
右者無拠要用ニ付、慥ニ借用仕候処実正也、右御返済之義者、小便壱荷銭五拾文ト相定、日々小便ニ而御勘定可申候、尤金子御相済候迄、外方江遣し間敷候、為後日之依而如件
安政五年
午九月
茂助（印）
長治郎様
（上田（要）家文書）

史料八　借用証文之事（糞小便を引き当てに金子壱両を前借り）
□明治四年（一八七一）六月

借用証文之事
一金子壱両也
右者此度糞小便引当ニ差入置申候勝手ニ附、書面之通り慥ニ借用仕候実正也、万一糞小べん又ハ御不用之節ニ相成候上者、差引勘定仕、残り金之儀者、御返済申上候、為後日仍而如件
明治四年未六月
拾番組
譲り主　三笠屋岩右衛門　（印）
請人　山城屋平兵衛　（印）
井上太兵衛殿
（井上（太）家文書）

史料九　金子借用之事（家屋敷を抵当、屎小便を利足に金子十両を借用につき）
□明治六年（一八七三）四月十七日

金子借用之事
一金拾両也　利足弐割
一右之金子借用申処実正明白也、則引當として家屋敷之地券状壱通差入置候、右借用利足之義ハ、屎小便一ヶ年白餅三斗ニ相極メ、此餅米代時之相場を以利足勘定仕候、尤屎小便之義ハ、直段高下ニ不拘、外方へ遣し候義一切致間敷候、為後日之借用証札、仍而如件
明治六年　借主　今井礒治郎　（印）
四月十七日　請人　田中九兵衛　（印）
井上太兵衛殿
（井上（太）家文書）

史料十　預り申銀子之事（町中屎永世売渡につき）
□弘化四年（一八四七）十二月

屎
京都寺町五条上ル西側東側証文入
預り申銀子之事
一銀弐貫目也
右者、当町中一同之屎永世其許殿江売渡候、敷銀として書面之銀子、当町分江慥ニ預り申候処実正也、右者、壱軒ニ而も外方江屎売渡候義在之候欤、又者当町勝手ニ而外方江屎売渡候義在之、其許殿方ニ差支、右取極及破談候節者、退座ニ右銀子返済可仕候、若相振候義在之候ハヽ、如何体ニ被申立候共、申分無御座候、依之銀子預り証文依而如件
弘化四未年十二月
寺町五条上ル西側
年寄
丸屋甚三郎印
城州久世郡槙嶋村
宗二殿
（辻雅之家文書）

史料十一　書状（西堀川姉小路下る町の屎小便売渡しにつき）

□不明

西堀川姉小路下ル町
丁中
人数定式
百四十人余

右屎小便貴家様へ御頼申度よし、尤壱ヶ年何程ニ取極、勘定者年々ニ御頼申上、前之五ヶ年之間、為式金百両御預ケ被下度旨、右町分より申参り、右ニ付町中為惣代、四五人斗貴家御宅へ可参旨申来候間、幾日ニさし向候而宜敷や、明日御返事必々御待申上候已上

三月十四日　大鳥羽太郎兵衛
津田八郎兵衛様

（津田太郎家文書）

［町中の小便桶の下掃除］

史料十二　悲田院、小便桶を設置の事

□天保十年（一八三九）十月

悲田院年寄并手下之者共義、盗賊其外捕江方等之義ニ付、組之者申付候御用筋多、且出火之節駈付人足等ニ至迄、多分之人足役相勤、別而近年米価高直ニ付、猶更悪党共多、悲田院会所諸入用年々相嵩、必至与難取続、此上御用筋差支相成候而者恐入候付、右取続方助成として、町々江相対之上、目障ニ不相成様木戸門脇又者番小屋横手等江、小便受桶相伏セ為汲取度旨、悲田院年寄共相願候、年来品々御用筋相勤、近来別而多分之諸雑費相掛り、取続方難渋之次第無余義訳ニ付、右年寄共願之趣承届候、右ニ付町続町々江悲田院年寄共より可及示談候間、相対之上差障ニ不相成場所江受桶為伏セ候様可致候、右ニ付権威ヶ間敷引合等致間敷旨、右年寄共江堅申付置候間、町々ニおゐても穏ニ申談候様可致候

（中　略）

右之趣町々江可申通事

亥十月

（三条衣棚町文書「御触写　四」）

史料十三　悲田院による小便桶の設置の可否を尋ねられ、北門際一ヶ所と断る。

□天保十年（一八三九）

一天保十己亥年非田院年寄共義、御公儀様御用筋相勤罷在候処、追々御用も多、諸雑費相掛り、取凌難渋ニ付、町々江小便請桶伏置候義、此度願立候、然ル処、右之義差支等者無之哉、塚本長九郎殿ゟ尋有之候、此方より返答　右之趣当町内ニ差支者無御座候、乍併天保七申年十月御触之趣、御通筋并見込町ごもく等取散し不申候様可致、其外小便桶不浄之品、非人・乞食ニ至迄、御見障不相成候様、御通之節相心得可申義御触書御座候ニ付、当町内ごもく場北之門脇江新ニ調申候、右小便桶之義、南之門際者御見江障ニ茂相成可申、且又臭悪有之候ハヽ恐入申候間、北之門際壱ヶ所と相断申置候也、其後御触書御座候、亥十一月非田院年寄より小便桶持参いたし候節、右之訳合申談、小便桶壱ヶ所ニ相定申候也

（福長町文書「町儀定」）

史料十四　悲田院の頼みにより四条小橋際等に、小便桶を設置する。

□天保十年（一八三九）十月十六日

十月十六日

一此度御触流之在ニ付、悲田院年寄ゟ小便桶を場所之義相頼ニ付、左ニ取極メ申候

小橋門きわ　弐ヶ所
河原町四条下ル　弐ヶ所
河原町四条上ル　弐ヶ所

右之通悲田院年寄へ申遣候、尤も是迄有来り場所へ御座候

（真町文書「天保十年五月　町内覚日記」）

史料十五　悲田院が汲取っていた市中の辻小便、汲取を望む者に任す事

□明治四年（一八七一）九月

九月晦日

○市中辻小便所。是ヨリ先キ悲田院ノ措弁スル所タリ。是ニ至テ之レヲ罷メ。更ニ坊市ヲ区別シ。価格ヲ定メ。村民ヲシテ分淘セシム。是ノ日。市近ノ各村ニ布告ス。

告ニ曰ク。
市中辻小路ニ有之小便、従来悲田院ニテ取扱来候処、此度廃止候条、別紙場所付之ヶ所、ヶ所汲取望之者ハ、組合セ一ト場所限リ区別致シ、一ヶ年之出金高入札封書ヲ以、来ル十月十五日当府へ可差出候事

（「京都府史第一編　禁令類」）

史料十六　市中辻小便所、差支えない場所に本建築の両便所を建築の事
□明治五年（一八七二）十一月

十一月本日未詳
（前　略）
市中辻小便之儀者、場所割ヲ以村々ノモノ共江汲取差免、当春仮リニ囲取建置候処、汲取之者掃除悪敷、不潔ニシテ、市街観美之欠而已ナラス、臭気人身之滋養ヲ害シ候ニ付、向後廃之、市中江相任セ候条、区中差碍無之場江、本建物之両便所ヲ取設候様可致事
但建物取設場所之儀ハ、来一月廿五日迄ニ取調可申出、同月三十一日迄ハ従前之通汲取差免置候事
右之趣市中江無洩相達ルモノ也
壬申十一月　京都府知事長谷信篤仝上

（「京都府史第一編　衛生類」）

史料十七　証（小学校及び組内辻便所の屎尿汲取につき）
□明治十三年（一八八〇）二月

証
一　金弐拾五円也
右者、当組小学校内及辻便所七ヶ所之屎尿汲取之儀、当拾三年二月ヨリ来ル十四年一月迄満壱ヶ年之間、其許殿江相任セ候処相違無之候、依テ書面之代価金額正ニ受取候、右ニ付期限中汲取方随意ニ可被成候、為後日証書如件
下京区第拾七組
明治十三年二月十四日　戸長　万木庄兵衛（印）
佐々木清太良殿

（著書所蔵）

史料十八　小便桶の設置に付、不浄物を置くことは迷惑なので、御用捨を願出る。
□寛保二年（一七四二）十二月十一日

一町々木戸ニ無障場所見計、小便うけ桶伏セ置申度旨、頼候者有之候、被仰付候而も差構無之候哉、又ハ指障ニ相成候哉と御尋被成候
此儀町内道幅セはく、其上こり木を積置候ニ付、不浄之物置候儀何とも迷惑奉存候、此儀御用捨被下候ハヽ難有可奉存候以上
高瀬川筋松原下ル難波町
年寄四郎右衛門　印
戌十二月十一日
石垣甚内殿

（石田孝喜氏旧蔵資料「町儀難波録」）

史料十九　小便桶、炭薪重ねて高く置く商売なので、町の差図を請けて置くのであれば差構いない旨、奥書する。
□寛保三年（一七四三）十一月十二月

一町代ゟ町々ニ小便うけ桶差置、随分障ニ不相成様ニ可仕旨、願人有之由、行事町へ書付到来ニ付、其奥書之写
右之趣ニ候得ハ、差構無御座候得共、当所炭薪重高商売筋ニ有之候、商売物不浄無之場所、町中ゟ指図を請、差置候様ニ仕候ハヽ、差構無御座候以上
亥十一月十二月
組町
年寄中連印
当町
年寄四郎右衛門印

（石田孝喜氏旧蔵資料「町儀難波録」）

【参考　史料の所蔵等】
辻雅之家文書（宇治市歴史資料館（預託））、西村（太）家文書、橋本健次家文書、上田（要）家文書、井上（太）家文書、津田太郎家文書（以上、京都市歴史資料館写真版）、三条衣棚町文書、福長町文書、真町文書、京都府史、石田孝喜氏旧蔵資料（京都府立京都学・歴彩館）

別を確認する！― 青木秀男

部落解放研究くまもと 75（熊本県部落解放研究会刊，2018.3）

特集 外国人と差別―在住外国人の人権相談の現場から

記念講演 外国人と差別―在住外国人の人権相談の現場から 中島眞一郎／「悪あがきのすすめ」から「逆転の方法」へ 中島眞一郎

現在の部落問題の状況と課題について（続）～史資料と部落差別～ 花田昌宣

熊本の被差別部落史編さん通信～玉名郡河崎村の唐崎神社関係史料～ 矢野治世美

部落史研究 3（全国部落史研究会刊，2018.3）：2,000円

特集 第23回全国部落史研究大会

前近代史分科会：中世から近世への移行期における被差別民衆

近世三河の非人 藤井寿一／中世・近世移行期の越後の渡しと渡し守 西澤睦郎

近現代史分科会：戦後の部落解放運動をめぐる諸問題―多様な組織とその意義

三重県厚生会と戦後の同和行政・解放運動 黒川みどり／北原泰作と岐阜県民主同和促進協議会―「国民融和論」創出への地域的実践― 手島一雄

全体講演 愛知の部落史 塩の道（中馬街道）と被差別部落 伊藤卓夫

近世高野山寺領の被差別民と警察・行刑役 矢野治世美

北星会の朝鮮衡平運動への連帯とその限界性―機関誌『斥候隊』を中心にして― 川瀬俊治

部落史研究における地名・人名をめぐって

公開講座「部落史研究における地名・人名をめぐって」に参加して 渡辺俊雄／差別記載のある古地図・絵図のデジタル公開の現状と課題について 花田昌宣

書評 高知県部落史研究会編『高知の部落史』 山下隆章

全国部落史研究会会員著書・論文等目録（2017年1月～12月）

部落問題研究 223（部落問題研究所刊，2018.1）：1,058円

畿内譜代藩「長吏」体制の展開と終焉―尼崎藩の場合― 藤本清二郎

近世大坂の役木戸―明治初期・再設置出願を手掛かりに― 塚田孝

民権派ジャーナリスト・高橋基一の活動とその立憲主義論の基礎的検討―『朝野新聞』掲載の論説を中心として― 竹永三男

続・書誌的批判的考察：塩見鮮一郎編『被差別小説傑作集』『被差別文学全集』 秦重雄

密教学 54（種智院大学密教学会刊，2018.3）

覚え書き「夙寺」 左右田昌幸

むこうにみえるは ウェーブ21通信 11（人権ネットワーク・ウェーブ21刊，2018.3）

改進地区における教育の歩み 上

リベラシオン 169（福岡県人権研究所刊，2018.3）：1,000円

哀悼 松下志朗・安蘇龍生 先達へ～死者との共生・屍を超えて～ 森山沾一

明治二二年の町村制施行と部落問題 2－千代村分離合併と松園― 関儀久

片隅に生きた人たち 32 NHK正月時代劇「風雲児たち～蘭学革命篇～」と「虎松の祖父」 石瀧豊美

リベラシオン 170（福岡県人権研究所刊，2018.5）：1,000円

特集 人権・同和教育の現在

人権問題に関わる住民意識調査のデータから見る部落問題学習の課題 堀内忠／小学校での部落史学習の現状と取り組みの方向 1 現状 迫本幸二／人権・「同和」教育の今を見つめて うんのまなぶ／1950～80年代の高等教育機関における同和・人権教育の成立・発展等の過程―関西地区の高等教育機関を中心的な事例として― 板山勝樹

図書紹介 内田博文著『治安維持法と共謀罪』 峰司郎

長生炭鉱水没事故に関する真相ノート―「埋もれた歴史」を掘り起こした郷土史家― 内岡貞雄

図書紹介 稲積謙次郎著『同和問題の今、そして未来に向けて～すべてのひとの人権のために～』増補・改訂三版 谷口研二

『さよなら またね』―博多にわかの名士・深川弘輝さんを偲ぶ― 田中美帆

歴史学研究 969（歴史学研究会編，2018.4）：741円

小特集 脇田晴子の歴史学

商業の発展を物語った人 早島大祐／脇田晴子と中世女性史研究 細川涼一／脇田晴子の中世都市論をめぐって 三枝暁子／脇田晴子の身分論・芸能論 辻浩和／日本国外の学術研究における脇田晴子の貢献と遺産 ヒトミ・トノムラ

和歌山研究所通信 59（和歌山人権研究所刊，2018.2）

絵図・古地図のウェブ公開は今どのような情況にあるのか 2 廣岡浄進

朝鮮衡平運動史研究の現状について 割石忠典

和歌山研究所通信 60（和歌山人権研究所刊，2018.4）

日本統治時代の朝鮮半島における浅川伯教・巧兄弟―民族が育んだ文化に敬意を払う、ということ― 澤谷滋子

法テラスの活動状況と今後の課題―民事法律扶助を中心に― 金原徹雄

所刊，2017.12）：700円
部落解放研究第38回兵庫県集会報告書
記念講演 性とは？自分らしさとは？―セクシュアルマイノリティの人権課題 仲岡しゅん
部落解放 756（解放出版社刊，2018.4）：600円
特集 「特別の教科 道徳」と人権教育
本の紹介 孫美幸『境界に生きる―暮らしのなかの多文化共生』 榎井縁
無限に広がる沖浦和光の世界 『沖浦和光著作集』全六巻 服部英雄
部落解放 757（解放出版社刊，2018.5）：600円
特集 水平社博物館開館20周年
本の紹介 山根実紀著，山根実紀論文集編集委員会編『オモニがうたう竹田の子守唄 在日朝鮮人女性の学びとポスト植民地問題』 山本崇記
ロマ部落で暮らした皮剥ぎ職人 オーストリアのロマ民族出身作家シュテファン・ホルワートとロマ差別 金子マーティン
部落共同体論 形成期の社会的分業とその構造 20 第2部 部落差別の原点・原理―その構造と定義 第4章 差別体質はなぜ民に浸透したか 2 川元祥一
部落解放 758（解放出版社刊，2018.6）：600円
特集 いまこそ隣保館！いまこそ社会福祉！
改正社会福祉法をふまえ隣保館活動を充実・強化させよう！ 谷川雅彦／地域共生社会実現に向けた隣保館の意義と役割 中尾由喜雄／地域共生社会実現に向けた隣保館の実践 川口寿弘／高知市における生活困窮者自立支援制度の実情について 坂田弘之，林照男／地域共生社会の実現にむけて私たちにできること 隣保館を拠点とした総合相談活動の最前線 友永まや／民設置民営の隣保館「すみよし隣保館 寿」 設立の経過、現状、今後の課題 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
本の紹介 金城実・松島泰勝著 川瀬俊治編『琉球独立は可能か』 沖縄の現実と歴史が問いかける「琉球独立」の必然性がこの書に 白石憲二
インタビュー 芸能と人権の今を考える 7 これは差別されてきた、うちらの歌や 松田扶邇子さんほか 聞き手 藤田正
部落共同体論 形成期の社会的分業とその構造 21 第2部 部落差別の原点・原理―その構造と定義 第4章 差別体質はなぜ民に浸透したか 3 川元祥一
部落解放 759（解放出版社刊，2018.7）：600円
特集 情報化社会と部落史研究
研究機関等による絵図・古地図のウェブ公開 廣岡浄進／地名・人名と個人情報保護 割石忠典／古地図の展示・インターネット公開を考える 阿南重幸／デジタルアーカイブ化の波にどう向き合うのか 太田恭治
本の紹介
柴田哲雄著『フクシマ・抵抗者たちの近現代史』 役重善洋
在日コリアン女性の生きにくさとヘイト・スピーチ アプロ第2回在日コリアン女性実態調査の結果から 金友子
今、公害の経験から何を学ぶか 公害資料館ネットワークの試み 栗本知子
部落共同体論 形成期の社会的分業とその構造 22 第2部 部落差別の原点・原理―その構造と定義 第4章 差別体質はなぜ民に浸透したか 4 川元祥一
部落解放研究 208（部落解放・人権研究所刊，2018.3）：2,000円
特集 朝鮮衡平運動史の研究 (1)
衡平分社の地域的展開 渡辺俊雄／近代朝鮮戸籍における「賤称」記載と衡平社の活動 水野直樹／一九二〇年代湖南地方の衡平社の創立と組織 金載永（翻訳：高正子）／衡平青年前衛同盟事件について 高淑和（翻訳：吉田文茂，監修：水野直樹、高正子）/解題 高淑和「衡平青年前衛同盟事件について」 吉田文茂／朝鮮衡平運動史略年表について 渡辺俊雄
社会政策と「社会病」―関一と福田徳三における生政治― 友常勉
民間治療場のトポグラフィー―「癩病」と「精神病」をめぐる、排除と包摂の日本近代― 兵頭晶子
八鹿闘争再考のための覚書 廣岡浄進
高等教育機関における人権教育の「組織性」の形成―関西学院大学における人権教育実践を事例として― 板山勝樹
公開講座「部落史研究における地名・人名をめぐって」報告 渡辺俊雄
部落解放研究 24（広島部落解放研究所刊，2018.2）：1,000円
「部落差別解消推進法」の実効性を問う 岡田栄治
県外移設論が提起するポジショナリティの問題―環状島モデルを用いて― 玉城福子
つくられたしーじゃ・うっとぅ関係―沖縄の建設業の社会史― 打越正行
フィリピン人労働者の受け入れと人権問題について―JFC母子、日系フィリピン人、技能実習生を中心として― 小松公寛
継続する植民地主義と「花岡和解」 坪田典子
セクシュアル・マイノリティ運動論における《デモ/祭》枠組みの再考―砂川秀樹による「00年パレード」の理論に着目して― 堀川修平
県連実態調査からみえてきたもの―あらためて実態的差

講演記録 「部落差別解消推進法」を同朋運動にどう生かすか 寺澤亮一
専修念仏の女人往生観と御同朋の教学 岩本智依
「是旃陀羅」について 太田心海
史料紹介 近世真宗差別問題史料 11―長御殿「諸事達書留」― 左右田昌幸
書評 岩本智依著『念仏者と性～和讃から考えるセクシュアル・マイノリティと女人往生』 齊藤真

[奈良県立同和問題関係史料センター]研究紀要 22号（奈良県教育員会刊，2018.3）
研究ノート・「村入り」と村人の「意識」―「奈良県風俗誌」を素材として― 大西誠
天文一向一揆と大和の地域社会 奥本武裕
近世末期の大和神社と地域社会―嘉永五年と慶応元年の争論を中心に― 清水有紀
能楽大倉家と墓石銘文 山川均
中世大和における盲人集団の活動 山村雅史

奈良人権部落解放研究所紀要 36（奈良人権部落解放研究所編刊，2018.3）：1,000円
「藁しべ長者」と「かはら」 千本英史
たすけ考－被差別民衆史の視点から「教祖伝」を読む― 池田士郎
史料紹介 宇太尋常高等小学校「我校の融和教育」（下） 奥本武裕
講演録 第44回奈良県人権・部落解放研究集会第4分科会 『社会の中で輝ける人に』～自分にしかできないことがあることに気づいていますか？～ 川端章代
奈良人権部落解放研究所 研究紀要総目次

ヒューマン Journal 224（自由同和会中央本部刊，2018.3）
部落解放運動40年を振り返って 27 部落解放に反天皇制は無用 7 灘本昌久

ヒューマン Journal 225（自由同和会中央本部刊，2018.6）
部落解放運動40年を振り返って 28 部落解放に反天皇制は無用 8 灘本昌久

ヒューマンライツ 360（部落解放・人権研究所刊，2018.3）：500円
特集 障害者を排除する「壁」
書評 部落解放・人権研究所編『被差別マイノリティのいま―差別禁止法制定を求める当事者の声』 尾上浩二

ヒューマンライツ 361（部落解放・人権研究所刊，2018.4）：500円
特集 差別解消三法と差別解消条例
障害者差別解消法に残された課題と各地の差別禁止条例制定の状況―東京都の条例を中心に考える 池原毅和／川崎市におけるヘイトスピーチ規制のガイドラインと条例制定に向けた取り組み―法の理念を具現化する 石橋学／「たつの市部落差別の解消の推進に関する条例」の成立について 根本親良
シリーズ マイノリティの声 26 活動しやすい部落解放運動であるために 橘田圭代
書評 杉山春著『児童虐待から考える―社会は家族に何を強いてきたか』 ドメスティック・シェルター 伊藤悠子

ヒューマンライツ 362（部落解放・人権研究所刊，2018.5）：500円
特集 憲法九条と平和

ヒューマンライツ 363（部落解放・人権研究所刊，2018.6）：500円
特集 優生手術の実態を問う―声をあげることの意義

ひょうご部落解放 163（ひょうご部落解放・人権研究所刊，2016.12）：700円
部落解放研究第37回兵庫県集会報告書

ひょうご部落解放 164（ひょうご部落解放・人権研究所刊，2017.3）：700円
特集 相模原障害者殺傷事件の衝撃
仕事のにおい まちのにおい 3 「日本人」として超在日を生きる 社納葉子
惜別 杉田哲元所長 高吉美
杉田哲さんを悼む 神戸全研の成功の裏での活躍 兵藤宏
杉田哲先生に捧ぐ 川端勝
本の紹介
ミリネ編，皇甫康子責任編集『家族写真をめぐる私たちの歴史 在日朝鮮人・被差別部落・アイヌ・沖縄・外国人女性』 森木和美／高祐二著『われ、大統領を撃てり 在日韓国人青年・文世光と朴正熙狙撃事件』 金友子

ひょうご部落解放 165・166（ひょうご部落解放・人権研究所刊，2017.9）：700円
特集 兵庫の識字・夜間中学・日本語学習
惜別―安達五男元所長 高吉美
安達五男元所長『ひょうご部落解放』執筆一覧、主要共編著書等
「史料集」にこだわり続けられた安達五男先生 『尼崎部落解放史』の編纂に関わって 岩本秀男
安達五男さんのご逝去を悼む 大槻守
本の紹介
部落解放同盟中央本部編『Ｑ＆Ａ部落差別解消推進法―積極的活用のために―』 麻田光広／中村一成著『ルポ思想としての朝鮮籍』 瀬戸徐映里奈／内藤正典著『となりのイスラム 世界の3人に1人がイスラム教徒になる時代』 橘田圭代

ひょうご部落解放 167（ひょうご部落解放・人権研究

人権と部落問題 912（部落問題研究所刊，2018.6）：600円
特集 「明治150年」を問う
「明治150年」と日本の戦争 原田敬一／日本の近代化とアイヌ民族 榎森進／沖縄と「明治150年」 櫻澤誠／在日朝鮮人の民族教育と「明治150年」 高賛侑／「行き倒れ」から見た近現代の日本―「『行き倒れ』の近代史」の試み― 竹永三男
追悼 部落史研究の組織者・体現者―脇田修先生を偲ぶ― 東上高志
文芸の散歩道 「明治90年」に異議申し立てした歴史小説―井上孝『筑紫飄風記』― 秦重雄
ごった煮人生をふり返って 3 信州上田の「部落」の「歴史」考 成澤榮壽

人権と部落問題 913（部落問題研究所刊，2018.7）：600円
特集 戦後部落問題の分岐点 6 それぞれの分岐点
あたらしい当事者 東上高志／私の国民融合―子どもの世代に部落問題の影はない― 山路靖子／部落問題解決の偉業に学びつつ―「番町出合いの家」の小さな実験のなかで― 鳥飼慶陽／正常化連から人権連へ 丹波正史／同授研・どの子研の実践は、戦後日本教育の核心 河瀬哲也
ごった煮人生をふり返って 4 東京における祖父の生活と周辺の人々 成澤榮壽

振興会通信 139（同和教育振興会刊，2018.3）
同朋運動史の窓 45 左右田昌幸

振興会通信 140（同和教育振興会刊，2018.5）
同朋運動史の窓 46 左右田昌幸

信州農村開発史研究所報 142（信州農村開発史研究所刊，2017.12）
八重原村の被差別部落の歴史 3 柳沢惠二
東日本部落解放研究所編『東日本の部落史』全三巻の紹介 斎藤洋一

信州農村開発史研究所報 143（信州農村開発史研究所刊，2018.3）
史料紹介 「小諸大変次第書」 斎藤洋一

身同 37（真宗大谷派解放運動推進本部刊，2017.12）：1,200円
武内了温師の足跡をたずねて
本の紹介
朝治武『差別と反逆 平野小剣の生涯』 吉田和豊／柳田国男『被差別民とはなにか 非常民の民俗学』 中山量純

水平社博物館紀要 20（水平社博物館刊，2018.3）：1,000円
朝鮮の被差別民「白丁」と衡平運動―水平運動との交流の意義と問題点― 水野直樹
何故に差別裁判かの解明こそが最大の課題―高松結婚差別裁判関係史料の紹介にあたって― 朝治武
史料紹介・高松結婚差別裁判関係史料

月刊スティグマ 260（千葉県人権センター刊，2018.3）：500円
現代社会の部落差別論に挑戦する 3 近代と部落差別の成立構造 鎌田行平

月刊スティグマ 261（千葉県人権センター刊，2018.4）：500円
現代社会の部落差別論に挑戦する 4 現代に維持される差別の現象 鎌田行平

月刊スティグマ 262（千葉県人権センター刊，2018.5）：500円
現代社会の部落差別論に挑戦する 5 解放の展望 鎌田行平

月刊スティグマ 263（千葉県人権センター刊，2018.6）：500円
千葉県の部落史を歩く 1 久留里の被差別部落 坂井康人

月刊地域と人権 408（全国地域人権運動総連合刊，2018.4）
特集 人権と部落（同和）問題セミナー
講演 「部落差別解消推進法」容認の理論的背景―部落問題解決の到達点といわゆる「結婚差別」のとらえ方について 石倉康次

であい 671（全国人権教育研究協議会刊，2018.2）：160円
人権文化を拓く 243 「共生」の人権論―差別・排除・憎悪の社会を変えるために 高作正博

であい 672（全国人権教育研究協議会刊，2018.3）：160円
はじめてみよう！これからの部落問題学習～「部落差別解消推進法」の施行と教育の課題～ 2 石元清英
人権文化を拓く 244 同じ人間なのになぜ、と思う時 金平茂紀

であい 673（全国人権教育研究協議会刊，2018.4）：160円
人権文化を拓く 245 人権と憲法が危ない 前川喜平

であい 674（全国人権教育研究協議会刊，2018.5）：160円
人権文化を拓く 246 本当の“かっこよさ”とは何か～「見た目問題」から考える、価値観の変革について～ 外川浩子

であい 675（全国人権教育研究協議会刊，2018.6）：160円
人権文化を拓く 247 魔法の言葉 宋悟

同和教育論究 39（同和教育振興会刊，2018.3）：1,500円

学レインボーウィークを振り返って 武田丈，飯塚諒
＜部落＞と＜部落外＞の関係の意味を問う～「関係概念」で捉えるとは～―日野謙一講和録2― 日野謙一

関西大学人権問題研究室紀要 75（関西大学人権問題研究室刊，2018.3）
冤罪・東住吉事件を振り返る 2－乗井弥生弁護士に聞く― 里美繁
関西大学における障がい学生支援の取り組み～学生支援スタッフの活動が大学に与える影響～ 藤原隆宏
関西大学における障害のある学生の修学支援 精神/発達障害の場合 近森聡

岐阜聖徳学園大学教育実践科学研究センター紀要 17（岐阜聖徳学園大学教育実践科学研究センター刊，2018.2）
同和問題の歴史に関する中学校における指導内容の在り方―各社教科書の記述の比較検討を通して― 小森保直

京都市地域・多文化交流ネットワークサロン通信 25（京都市地域・多文化交流ネットワークサロン刊，2018.3）
東九条の歴史が私たちに語ってくれること 村木美都子
東九条を知る学習会「東九条の歴史～4ヶ町編」報告 前川修

グローブ 93（世界人権問題研究センター刊，2018.4）
共に生きる地域研究の可能性 小林丈広

国際人権ひろば 138（アジア・太平洋人権情報センター刊，2018.3）：350円
特集 「人権」のとらえ方再考―権利を理解する学びを

国際人権ひろば 139（アジア・太平洋人権情報センター刊，2018.5）：350円
特集 国際社会からみた日本の人権課題

佐賀部落解放研究所紀要 35（佐賀部落解放研究所刊，2018.3）
隣保館肯定試論―ソーシャルワークと部落解放の行方― 山本崇記
田代と対馬 橋口和孝
近世高野山寺領の皮多について 矢野治世美
紹介
齋藤直子『結婚差別の社会学』 駒井忠之／下川正博『忘却の引揚げ史 泉靖一と二日市保養所』 三原容子
人権と部落問題をどう学んできたか―学生のアンケート調査― 阿南重幸

佐久市五郎兵衛記念館古文書調査報告書 第11集（佐久市教育委員会刊，2018.3）
史料紹介 「五郎兵衛用水」関係史料の紹介 5

狭山差別裁判 481（部落解放同盟中央本部中央狭山闘争本部刊，2018.3）：300円
特集 追悼 庭山英雄弁護士

しこく部落史 20号（四国部落史研究協議会刊，2018.5）：500円
『しこく部落史』休刊にあたって 濱近仁史
八幡浜部落史研究会結成20年の歩み 五藤孝人
シンポジウム「軍隊内の差別」
軍隊と部落差別 吉田文茂／軍隊と部落差別（香川県の事例から） 山下隆章／軍隊内の差別―愛媛の場合― 水本正人
各県の取組から
香川 「部落史」から何を教えるか（下） 山下隆章／高知 『長宗我部地検帳』に見る坂折村 宇賀平／徳島 とくしま社会運動資料センターの取り組みと解放運動関連資料の収集と整備 中野輝行／八幡浜 愛媛の部落学校の歩み―「学制」の理念から離れた差別の現実― 五藤孝人
書評 水本正人著『現代語訳「城下町警察日記」―和歌山城下の牢番頭が書き残した日記―』 五藤孝人

人権教育研究 26（花園大学人権教育研究センター刊，2018.3）
相模原障害者殺傷事件と私あるいは私たち―不可視化の超克のために 小林敏明
放射性物質処分の怪 島崎義孝
遺族の他界観に依拠した支援の検討―故人のリアリティへの配慮― 西岡秀爾
言語にとって醜とはなにか 八木晃介

人権と部落問題 909（部落問題研究所刊，2018.3）：600円
特集 「部落差別解消推進法」の実効化阻止へ
文芸の散歩道 満鉄社員に届いていた水平社―青木芝次郎の戯曲「墓」― 秦重雄
部落問題研究所70年の面影 22 研究所の70年と同和教育 東上高志
2017年度部落問題研究所定期誌『人権と部落問題』（898号～909号）総目次

人権と部落問題 910（部落問題研究所刊，2018.4）：600円
特集 道徳教科化のねらいと対抗軸
文芸の散歩道 続 乞食・非人への慈悲のありかた―『可笑記評判』より― 小原亨
ごった煮人生をふり返って 1 差別との出会い 成澤榮壽

人権と部落問題 911（部落問題研究所刊，2018.5）：600円
特集 加速する改憲策動
文芸の散歩道 橋浦泰雄作 戯曲『驟雨』―結婚差別の解消を「大義名分」として説く父親像― 桑原律
ごった煮人生をふり返って 2 部落との出会い 成澤榮壽

解放新聞 2856（解放新聞社刊，2018.4.23）：90円
インド訪問・交流報告 2 安田耕一
解放新聞 2857（解放新聞社刊，2018.4.30）：90円
インド訪問・交流報告 3 安田耕一
解放新聞 2858（解放新聞社刊，2018.5.14）：90円
インド訪問・交流報告 4 安田耕一
解放新聞 2863（解放新聞社刊，2018.6.18）：90円
京都府連改進支部版が500号達成
解放新聞 2865（解放新聞社刊，2018.7.2）：90円
本の紹介 村越良子・吉田文茂著『教科書をタダにした闘い～高知県長浜の教科書無償運動～』 冨田稔
解放新聞愛知版 459（部落解放同盟愛知県連合会刊，2018.4.1）：100円
記念講演 全隣協第23回東海ブロック女性職員研修会講演（要旨） 1 隣保館事業に24年かかわって―部落差別と地域福祉対策のはざまで― 伊藤卓夫
解放新聞改進版 500（部落解放同盟改進支部刊，2018.3）
改進版の足跡をたどる
改進版500号を振り返って 歴代編集長は語る
解放新聞京都版 1111（2018.3.1）：70円
本の紹介 鈴木大介著『されど愛しきお妻様 「大人の発達障害」の妻と「脳が壊れた」僕の18年間』
解放新聞京都版 1113（解放新聞社京都支局刊，2018.3.20）：70円
ヘイトスピーチの抑止を 京都府によるガイドライン策定の意義 金尚均
解放新聞京都版 1114（解放新聞社京都支局刊，2018.4.1）：210円
2018年度運動方針（第1次案）
解放新聞京都版 1117（解放新聞社京都支局刊，2018.5.1）：70円
京都人権文化講座報告 「寸劇で障害者問題を訴える」
解放新聞京都版 1119（解放新聞社京都支局刊，2018.6.1）：70円
人権文化講座報告 依存症に苦しむ女性たち 回復めざす当事者の体験談も
解放新聞京都版 1122（解放新聞社京都支局刊，2018.7.1）：70円
京都人権文化講座[報告] 子どもの心に多文化の芽 希望の家保育園の実践
解放新聞奈良県版 1080（解放新聞社奈良支局刊，2018.3.25）：50円
「両側から超える」公開学習会 「運動論2」-1 伊藤満
解放新聞奈良県版 1081（解放新聞社奈良支局刊，2018.4.10）：50円
「両側から超える」公開学習会 「運動論2」-2 伊藤満
語る・かたる・トーク 277（横浜国際人権センター刊，2018.3）：550円
シリーズ「解放教育」継承への扉 74 部落差別解消推進法と私たち 3―人権をめぐる世界の危機― 外川正明
語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う「と、その前に」 吉成タダシ
語る・かたる・トーク 278（横浜国際人権センター刊，2018.4）：550円
シリーズ「解放教育」継承への扉 75 部落差別解消推進法と私たち 4―人権を守る国際的な緊張関係― 外川正明
語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う「お父さん大好きっ子」 吉成タダシ
語る・かたる・トーク 279（横浜国際人権センター刊，2018.5）：550円
シリーズ「解放教育」継承への扉 76 部落差別解消推進法と私たち 5―推進法制定の意義― 外川正明
語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う「誰もが持っているプレゼント」 吉成タダシ
語る・かたる・トーク 280（横浜国際人権センター刊，2018.6）：550円
シリーズ「解放教育」継承への扉 77 部落差別解消推進法と私たち 6―法に実効性を持たせるために― 外川正明
語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う「自分たちで作りあげたから」 吉成タダシ
かわとはきもの 183（東京都立皮革技術センター台東支所刊，2018.3）
靴の歴史散歩 128 稲川實
皮革関連統計資料
関西学院大学人権研究 22（関西学院大学人権教育研究室刊，2018.3）
翻訳と解説 ドイツにおける排外主義的運動「ペギーダ」の生成 河村克俊
翻訳と解説 『ペギーダ』第3章 政治、メディア、社会のリアクション 中川慎二
メキシコ市内旧先住民村落居住者の自決権をめぐる諸問題 禪野美帆
高等部における「同和講座」・「人権講座」の変遷 古田晴彦
高等教育における発達障がい学生のためのキャリア教育支援の取り組みと今後の展望 藤田望，西岡崇弘，大江佐知子
ポーランドとアウシュヴィッツ―中谷剛氏の講演会に参加して― 藤井和夫
難民問題への本学の取り組み―2017年度― 舟木譲
フェスティバルからソーシャルアクションへ：第5回関

収集逐次刊行物目次（2018年3月～6月受入）

～各逐次刊行物の目次の中から部落問題関係のものを中心にピックアップしました～

愛性 812（長島愛生園長濤会刊，2018.4）
ハンセン病療養所施設保存および世界遺産登録についての私見 山本典良

明日を拓く 115（東日本部落解放研究所刊，2018.3）：1,000円
特集 「在日朝鮮人」という闘いのポジショナリティ―日本の「戦後」責任を問い直す―
報告1 鄭栄桓さん 日本の降伏/朝鮮の解放と在日朝鮮人（1945―52）：朝鮮独立への隘路／報告2 朴金優綺さん 朝鮮学校差別問題を国際人権の視点から考える～2014年の人種差別撤廃委員会における日本政府報告書審査を中心に～

明日を拓く 116（東日本部落解放研究所刊，2018.6）：1,000円
特集 『東日本の部落史』全3巻刊行
訃報 石田貞氏の逝去を悼む 東日本部落解放研究所
本の紹介 『青森県史 通史編2 近世』を読む―交差するマジョリティとマイノリティの歴史― 吉田勉

IMADR通信 194（反差別国際運動刊，2018.5）
特集 人種差別撤廃に挑む IMADR30年

ウィングスきょうと 145（京都市男女共同参画推進協会刊，2018.4）
図書情報室新刊案内
小杉礼子，鈴木晶子，野依智子，横浜市男女共同参画推進協会編著『シングル女性の貧困 非正規職女性の仕事・暮らしと社会的支援』／川上未映子責任編集『早稲田文学増刊 女性号』

ウィングスきょうと 146（京都市男女共同参画推進協会刊，2018.6）
図書情報室新刊案内
北原みのり責任編集『日本のフェミニズム since1886 性の戦い編』／平良愛香著『あなたが気づかないだけで神様もゲイもいつもあなたのそばにいる』

解放研究とっとり 研究紀要 20（鳥取県人権文化センター刊，2018.3）
差別のない社会をもとめて～「部落差別解消推進法」からのアプローチ～ 坂根政代
人権絵本にこめた思い 下吉素子
みんなで、子どもの未来を応援！～くるみ食堂を運営して思うこと～ 川口映子
国連原則からみる「超高齢社会の人権尊重」 鳥取県人権文化センター

解放社会学研究 31（日本解放社会学会刊，2018.3）：2,000円
旧同和教育研究推進学校の今日的困難に関する事例研究 ある公立小学校の取り組みに着目して 西徳宏
「よそ者（指定管理者）」による＜隣保事業的実践＞と同和地区 京都市Ｓ地区における部落問題の複数のリアリティ 中川理季
日本のインクルーシブ教育の課題と大空小学校の挑戦 子どもを「くくり」で見ない思想とそれを支える協働的なシステム 原田琢也
「二重生活」はいかに意味づけられるのか ある女装者のナラティブを事例に 宮田りりぃ

解放新聞 2849（解放新聞社刊，2018.3.5）：90円
『東日本の部落史』全3巻を刊行 2 第2巻 東北・甲信越の部落史がこの一冊で 阿南重幸，第3巻 身分・生業・文化の差異性と共通性と 奥本武裕

解放新聞 2852（解放新聞社刊，2018.3.26）：90円
部落解放運動から「明治150年」を撃つ 3 鵬政治

解放新聞 2855（解放新聞社刊，2018.4.16）：90円
インド訪問・交流報告 1 安田耕一

事務局よりお知らせ
◇今年度の「差別の歴史を考える連続講座」前期分が無事終了しました。後期はお知らせのとおり、10月から始まります。ぜひご参加ください！
◇昨年度の連続講座の講演録ができあがりました。ご希望の方はメール・FAXでご連絡ください。

□所 在 地　〒603-8151　京都市北区小山下総町5-1　京都府部落解放センター３階
□TEL/FAX　075-415-1032
□U R L　http://shiryo.suishinkyoukai.jp
□開室日時　月曜日～金曜日 第２・４土曜日 10時～17時（祝日・木曜（月2回）・年末年始は休みます）
□交通機関　市営地下鉄烏丸線「鞍馬口」駅（京都駅より約10分）下車　北へ徒歩５分